

第17回都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会

令和6年7月11日

資料
1

がん診療連携拠点病院等の整備指針見直しスケジュールについて

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

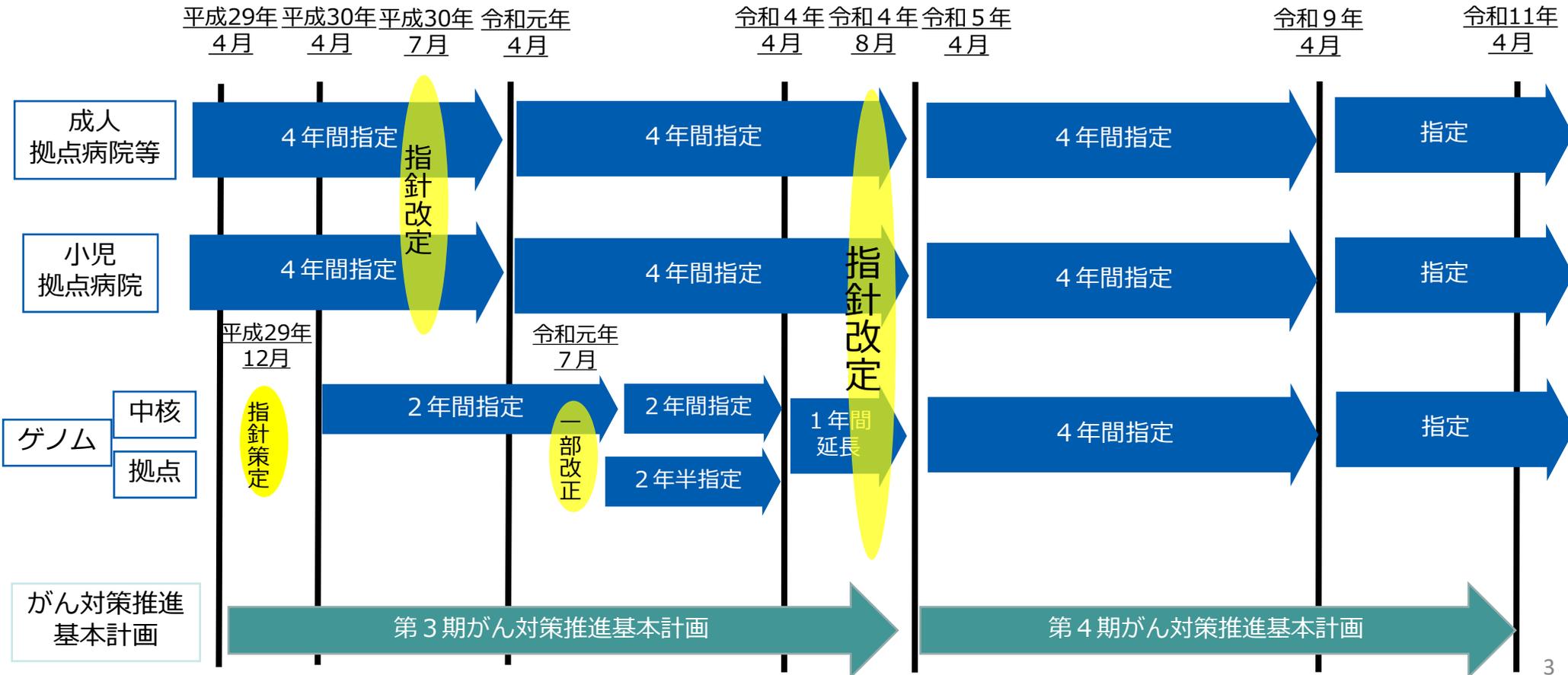
がん診療連携拠点病院等の整備指針改定の経緯

- ◆ がん診療連携拠点病院等の整備指針は平成13年に策定された後、これまでに5回の改定を行っている。
- ◆ 小児がん拠点病院の整備指針は平成24年に策定された後、これまでに2回の改定を行っている。
- ◆ がんゲノム医療中核拠点病院等の整備指針は平成29年に策定された後、これまでに1回の改定を行っている。

| | |
|-----------|--|
| 平成13年 8月 | <u>地域がん診療拠点病院の整備に関する指針</u> |
| 平成14年 3月 | <u>地域がん診療拠点病院の指定開始（5か所）</u> |
| 平成17年 4月 | がん医療水準均てん化に関する検討会報告書 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 拠点病院指定要件をできる限り数値を含めて明確化すること、地域がん診療拠点病院を、診療・教育研修・研究・情報発信機能に応じて2段階に階層化すること、特定機能病院を指定の対象とすること等が提言された。 |
| 平成18年 2月 | <u>がん診療連携拠点病院の整備について（健康局長通知）</u> |
| 平成18年 6月 | がん対策基本法 成立 |
| 平成19年 4月 | がん対策基本法 施行 |
| 平成19年 6月 | がん対策推進基本計画（第1期）の閣議決定 |
| 平成20年 3月 | <u>がん診療連携拠点病院の整備について（健康局長通知）</u> |
| 平成24年 6月 | がん対策推進基本計画（第2期）の閣議決定 |
| 平成24年 9月 | 小児がん拠点病院の整備に関する指針 |
| 平成24年12月～ | がん診療提供体制のあり方に関する検討会 |
| 平成26年 1月 | <u>がん診療連携拠点病院等の整備について（健康局長通知）</u> |
| 平成29年12月 | がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針 |
| 平成30年 6月 | がん対策推進基本計画（第3期）の閣議決定 |
| 平成30年 7月 | <u>がん診療連携拠点病院等の整備について（健康局長通知）</u> |
| 同上 | 小児がん拠点病院等の整備について（健康局長通知） |
| 令和 4 年 8月 | <u>がん診療連携拠点病院等の整備について（健康局長通知）</u> ※ 現行の整備指針 |
| 同上 | がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について（健康局長通知） ※ 現行の整備指針 |
| 同上 | 小児がん拠点病院等の整備について（健康局長通知） ※ 現行の整備指針 |
| 令和 5 年 3月 | がん対策推進基本計画（第4期）の閣議決定 |

がん診療連携拠点病院等の整備指針改定（直近）

- がん診療連携拠点病院等の整備指針は直近2回の改定は、4年おきであった（平成30年、令和4年）。
- 従来、がん対策推進基本計画の見直し期間と、同整備指針の見直し期間が異なっている。



各整備指針での見直しに係る記載

いずれの整備指針においても具体的な見直し時期は規定されていない。

成人

Ⅶ 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

4 指定の更新の推薦手続等について

(1) I の 1 及び 4 の指定は、4 年ごと、もしくは指定時に定められた期間の満了の日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 指針の見直しについて

健康局長は、がん対策基本法第10条第8項において準用する同条第3項の規定によりがん対策推進基本計画が変更された場合その他の必要があると認める場合には、本指針を見直すことができるものとする。

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針より抜粋

小児

Ⅴ 指定の申請手続等、指針の見直し及び施行期日について

3 拠点病院の指定の有効期間について

(1) I の 1 の指定の有効期間は、原則 4 年間とし、その期間の経過によって、その効力を失う。なお、有効期間経過後の拠点病院の指定は、I の 1 の規定に基づき、改めて行うものとする。

4 指針の見直しについて

健康局長は、がん対策基本法第10条第8項において準用する同条第3項の規定によりがん対策推進基本計画が変更された場合その他の必要があると認める場合には、本指針を見直すことができるものとする。

小児がん拠点病院等の整備に関する指針より抜粋

ゲノム

Ⅴ その他

2 指定の申請手続等について

(6) 本通知に係るがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院の指定は、4 年間とする。

3 指針の見直し

健康局長は、必要があると認める場合には、本指針を見直すものとする。

がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針より抜粋

各整備指針見直しのスケジュールについて

現状・課題

- 令和4年の整備指針改定を除き、がん対策推進基本計画の見直し期間と拠点病院等の整備指針の見直し期間が異なっていたことから、がん対策推進基本計画で定めたがん医療提供体制に係る取組を、整備指針に反映させるに当たり時間差が生じるという課題があった。
 - ※ がん対策基本法では、少なくとも6年ごとにがん対策推進基本計画に検討を加えることとされている
- 成人のがん診療連携拠点病院制度は開始されてから20年以上が経過し、がん医療提供体制の整備が一定程度進み、制度が作られた当初のような整備指針の頻回の見直しを必要としないと想定される。
- 一方、がんゲノム医療に関しては、技術開発の進展とそれに伴う新規がん遺伝子パネル検査の導入や患者数の増加等による、求められる医療提供体制の変化に応じて、柔軟に整備指針を見直す必要がある。
- 小児がん診療に関しては、小児がん連携病院の指定要件、小児がん拠点病院の数や地域ブロックごとの分布に関する課題について引き続き検討を行う必要がある。

方向性

- がん対策推進基本計画の見直しにおける医療提供体制に係る検討と、がん診療連携拠点病院等の整備指針の改定に係る検討とを連動させて、政策的に一体性を持ったがん医療提供体制の構築を進める観点から、がん診療連携拠点病院等の整備指針見直し期間を6年ごととし、がん対策推進基本計画の見直し期間と一致させる。
- 今後整備指針見直し期間を6年ごととすることを念頭に、次回の見直しは令和10年度（2028年度）を目途とする。
- ゲノムと小児の整備指針については、従来どおり（必要に応じて見直す）とする。

がん診療連携拠点病院等の整備指針見直しスケジュール

がん診療連携拠点病院等の整備指針見直しサイクルを6年間とする。また、がん診療連携拠点病院等の次の指定期間を **2年間**とし、その後は **6年間**の指定期間とする。

※その他必要な場合には、適宜見直す。

